

令和8年度 町内会活動Q&A集



©Kasugai City 2008

書のまち春日井「道風くん」

春日井市区長町内会長連合会

目 次

1 区・町内会・自治会について

- Q 1 町内会にはどんな役割がありますか？…………… 1
- Q 2 町内会の区域は何を基準に決められているのですか？…………… 1
- Q 3 町内会を設立・合併するときや、町内会名・区域を変更するときは、
どうすればいいですか？…………… 1
- Q 4 認可地縁団体とは何ですか？…………… 1
- Q 5 区長町内会長連合会とはどのような組織ですか？…………… 1

2 町内会への加入について

- Q 6 未加入者へどのように働きかければいいですか？…………… 2
- Q 7 未加入者に町内会加入のメリットを、
どのように説明すれば良いですか？…………… 2
- Q 8 未加入者に町内会加入を呼びかけるには、
どのような方法で行うといいですか？…………… 3
- Q 9 町内会加入を呼びかけるチラシなどがありますか？…………… 4
- Q 10 町内会を脱会したいという人にはどう働きかければいいですか？…………… 4
- Q 11 不動産業者等が、「協議事項報告書」の記名の依頼に
来たのですが、これはどういったものですか？…………… 4

3 町内会長について

- Q 12 町内会長の役割は何ですか？…………… 5
- Q 13 年度途中で町内会長を交代しましたが、
どこに連絡をすればいいですか？…………… 5
- Q 14 町内会長の個人情報の取扱いはどのようになっていますか？…………… 5
- Q 15 町内会長を引き受ける人がいないのですがどうすればいいですか？…………… 5

4 町内会活動について

- Q 16 町内会員の名簿や連絡網を作成しても、問題ありませんか？…………… 6
- Q 17 町内会に規約がありませんが、規約は必要ですか？…………… 6
- Q 18 事業計画書・報告書や収支予算書・決算書は
作成したほうがいいですか？…………… 6
- Q 19 町内会費の中に各種募金等を含めた額を集金しても良いですか？…………… 6

- Q20 役員の任期が1年と短く活動の継続が難しいのですが、
良い方法がありますか？…………… 7
- Q21 他の町内会の活動を知りたいのですが、どうすればいいですか？………… 7
- Q22 複数の町内会が合同で何か行事をすることはありますか？…………… 7
- Q23 町内会役員だけでは運営が困難なのですが、良い方法がありますか？… 7
- Q24 若い世代に活動に参加してもらいたいのですが、
良い方法がありますか？…………… 7
- Q25 若い世代から高齢者までの多世代が参加できるイベントを
行いたいのですが、良い方法がありますか？…………… 8
- Q26 税金を払っているのだから、市が地域のことをしてくれる
のではないですか？…………… 8
- Q27 町内に放置された空き家があるのですが、どうしたらいいですか？…… 8

5 町内会に対する補助や支援等について

- Q28 町内会に対する助成金がありますか？…………… 9
- Q29 町内会の集会所を修繕したいのですが、市の補助はありますか？………… 9
- Q30 町内会で防犯灯を設置したいのですが、市の補助はありますか？………… 9
- Q31 町内会活動を進める上で、市の関係部署に行く必要があるのですが、
どこに相談してよいのかわかりません。…………… 9
- Q32 町内会活動で使用する資料の印刷ができる場所がありますか？……………10
- Q33 町内会活動で使う備品などを市から貸してもらえる制度は
ありますか？……………10
- Q34 町内会活動中にケガをしたり、他人の物を壊してしまったときの
保険はありますか？……………10
- Q35 町内会のイベントに協力してくれる団体やボランティアを
紹介してもらえませんか？……………11
- Q36 町内に住んでいる外国人に行事のチラシなどを配付するため、
外国語に翻訳する方法はありますか？……………11
- Q37 町内会活動の中で、法的な困りごとが発生した時、
弁護士に相談する機会がありますか？……………11

Q38	町内会行事へ講師を派遣してもらう制度はありますか？……………	12
Q39	ごみステーションのごみ散乱防止の対策について、 町内会に対する市の補助はありますか？……………	13
Q40	町内にある空き家を集会所として活用したいのですが、 市の補助はありますか？……………	13

6 自主防災組織及び安全情報について

Q41	地域の自主防災組織とは何ですか？……………	14
Q42	自主防災組織を設立するにはどうすればいいですか？……………	14
Q43	自主防災組織を設立した場合の防災資器材は どうすればいいですか？……………	14
Q44	安全に関する情報提供はどうすれば受けられますか？……………	15
Q45	音声架電システムとは何ですか？……………	15
Q46	音声架電システムによる電話連絡を受けるには どうしたらよいですか？……………	15
Q47	音声架電システムによる電話連絡を受けたらどうしたらよいですか？…	15

1 区・町内会・自治会（以下「町内会」と言います。）について

Q 1 町内会にはどんな役割がありますか？

町内会は、「地域を住み良いまちにすること」を目的として、同じ地域に住む人たちが相互の信頼と協力により、自主的に組織する任意の団体です。個人では対応できない地域の課題に取り組む共助組織として重要な役割を担っています。さまざまな活動を通して地域の連帯感を深めたり、生活環境を整えたりするほか、市との連絡調整役にもなります。

Q 2 町内会の区域は何を基準に決められているのですか？

特に明確な基準はなく、地域の実情に合わせて決められています。町・丁目や古くからの地域、歴史的な旧字のまとまりで組織されていることが多く、区域の広さ、加入世帯数もさまざまです。

Q 3 町内会を設立・合併するときや、町内会名・区域を変更するときは、どうすればいいですか？

まずは、市民生活課にご連絡ください。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

Q 4 認可地縁団体とは何ですか？

通常の町内会などには法人格が認められていないため、集会所などの不動産の登記を団体名義にすることができません。一定の手続をして認可地縁団体になれば法人格を取得できるので、団体名義で不動産の登記などができるようになります。詳しくは市民生活課までお問い合わせください。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

Q 5 区長町内会長連合会とはどのような組織ですか？

区長町内会長連合会は、町内会の普及、および市民生活の向上を目的として、市内8ブロック（鷹来、篠木、勝川、西部、鳥居松、高蔵寺、坂下、ニュータウン）から選出された28名の理事により構成され、行政と地域との連携を担っています。また、各種イベントでの町内会PRブースの運営なども行っています。

2 町内会への加入について

Q6 未加入者へどのように働きかければいいですか？

町内会のことをよく知らないため入らないということが考えられます。加入の方法や活動内容などがわからないのかもしれませんが、未加入世帯への訪問や加入呼びかけチラシの配布などで、町内会との接点を作ることが有効ではないでしょうか。また、町内会の活動や会計内容を明らかにして、地域住民に町内会との関わりを認識してもらうことが必要と考えます。

Q7 未加入者に町内会加入のメリットを、どのように説明すれば良いですか？

町内会は、地域住民が協力して運営することが望ましいことから、町内会の様々な活動が生活に密接に関わっていることを知ってもらう必要があると考えます。その地域に住めば、誰もが何かしら町内会と関わりをもち、その活動の恩恵を受けることとなります。その上で、町内会に加入することで次のようなメリットが考えられます。

- 活動に参加することで、顔見知りが増える。
- 隣近所との交流を通じ、信頼関係を築くことができる。
- 地域の困りごとを、地域で相談できる。
- 災害を始め、いざという時の助け合いができる。
- 回覧板で地元のイベント情報、道路工事のお知らせ、資源回収の案内などの身近な生活情報が入手できる。
- 役員を引き受けることで、地域のことや地域の人のがよくわかる。
- 町内会活動は最も身近なボランティア活動であり、地域貢献の喜びを感じられる。
- 道路・側溝・道路照明の改善など、日常生活の環境整備の課題を挙げ、地域で検討し、総意として市に要望できるので、安全・安心なまちづくりにつながっていく。

(密接に関わる活動例)

- 住民の安全・安心につながる防犯灯の設置や防犯パトロール
- 地域の環境美化につながるごみステーションの管理や地域清掃
- 住みよいまちづくりにつながる住民同士の絆づくりや話し合い
- 地域交流につながる盆踊りなどのイベントの開催

Q 8 未加入者に町内会加入を呼びかけるには、どのような方法で行うといいですか？

加入の呼びかけ方法は地域の実情に応じて柔軟に行う必要がありますが、ここでは、一般的な加入促進活動の手順や方法をご紹介します。

①未加入世帯の調査

- ・住宅地図などを参考に未加入世帯を確認します。
- ・アパート、マンション等はオーナーや管理会社に働きかけ、協力を得ます。

②役員の共通認識、町内会の役割の再確認

- ・加入促進活動を行う目的を役員の中で確認しておきます。
- ・町内会が地域に果たしている役割を再確認しておきます。

③呼びかけの際の説明資料を用意

- ・加入を呼びかける文書を作成します。
- ・町内会の総会資料を用意します。
(会則、事業報告書、収支決算書、事業計画書、収支予算書等)

④加入の呼びかけを行う時期

- ・新規転入者は居住開始後すぐに訪問するのが効果的です。
- ・既居住者にはイベント等の開催に合わせて訪問し、まずは活動に参加してもらうことが大切です。

⑤訪問する人数

- ・役員 1 人での訪問は避け、できるだけ 2 人での訪問がよいでしょう。

⑥携行品

- ・あいさつ状、勧誘チラシ、加入申込書、総会資料、イベントの案内等を持っていくとよいでしょう。

⑦その他

- ・初めて訪問する際は資料を渡し、簡単な説明とするのがよいでしょう。
- ・1 週間程度空けて再度訪問しましょう。
- ・加入を強制するような呼びかけはせず、丁寧な対応を心がけましょう。
- ・対面での訪問に抵抗がある方もいると思われるのでインターフォン越しやポスト投函等、状況に応じて呼びかけ方法を決めておきましょう。

Q 9 町内会加入を呼びかけるチラシなどがありますか？

加入呼びかけのチラシの見本や文書のテンプレートがあります。町内会をPRできるよう、町内会費や年間スケジュール、活動内容を盛り込んだチラシの作成ができます。

また、加入の呼びかけに使うためのポスターの配付や総会資料の無料印刷も行っています。

詳しくは市ホームページ（ページID：1003705）をご覧ください。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

Q10 町内会を脱会したいという人にはどう働きかければいいですか？

○役員が負担と感じている場合

高齢により役員を遂行することが難しい場合、役員を免除することや活動内容の見直しを検討してはどうでしょうか。

○高齢化や経済的な事情で参加が困難な場合

こうした状況の人にこそ地域の援助が必要ではないでしょうか。地域でのつながりは、生活のセーフティネットとして機能します。町内会が日常的に住民の状況を把握しておくことで地域包括支援センターなどと連携しながら、必要に応じてサポートすることもできます。

Q11 不動産業者等が、「協議事項報告書」の記名の依頼に来たのですが、これはどういったものですか？

春日井市では、「開発行為等に関する指導要綱」を定め、一定以上の規模の住宅地の開発が行われる際には、入居者の町内会等への加入について、町内会等と協議をしていただくこととしています（指導要綱第32条）。これにより、建築の計画段階での町内会への加入促進を図ることができると思います。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

3 町内会長について

Q12 町内会長の役割は何ですか？

町内会長の役割は団体を代表し、統括することです。しかし、実際には町内会長一人で団体を運営していくことはできませんので、役員や会員同士が協力し地域住民と一緒に住みよいまちづくりを進めていきましょう。

Q13 年度途中で町内会長を交代しましたが、どこに連絡をすればいいですか？

市民生活課まで連絡してください。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

Q14 町内会長の個人情報の取扱いはどのようになっていますか？

市ではご報告いただきました町内会長の個人情報は、主に次の業務に必要最小限の範囲で利用させていただき、適正に管理しています。

○市（関係各課）から町内会への各種連絡、補助金等の交付や委託契約に関する事務

○市外郭団体、教育委員会、消防、警察、社会福祉協議会、国、県等の市の関連機関から町内会への各種連絡

また、年度当初にご提出いただいた区・町内会・自治会調査書の回答に即して、市及び関連機関以外（企業・個人等の第三者）への情報提供を行います。連絡不要を選択された場合、業者等から直接お問い合わせがありますのでご承知置ください。個人情報の提供方法の変更を希望する場合は、市民生活課まで連絡してください。

Q15 町内会長を引き受ける人がいないのですがどうすればいいですか？

町内会長の選任方法や任期は各団体で異なりますが、引き受ける人がいないのは町内会長の責任や負担が大きいため、引き受けるのは難しいと感じているのかもしれませんが。町内会長の仕事内容を見直し、副会長等の役員の人数を増やす、前会長や前役員が必要に応じてサポートできる体制を整えるなど、町内会長の負担を少なくしているところもあります。

4 町内会活動について

Q16 町内会員の名簿や連絡網を作成しても、問題ありませんか？

個人情報を収集する際に、その使用目的を明示した上で本人の同意を得れば、名簿や連絡網の作成は問題ありません。ただし、町内会であっても個人情報保護法の対象となるため、個人情報の取扱いについては適切な管理が必要です。

詳しくは、市ホームページ（ページ ID：1003680）に掲載している「区・町内会・自治会のしおり」の「区・町内会・自治会のあり方 個人情報の保護」をご覧ください。

Q17 町内会に規約がありませんが、規約は必要ですか？

基本的なルールがあると活動しやすいことから、多くの町内会では、そのルールを規約や会則などの形に定めて運営されています。しかし、町内会は慣習的な面を持っており、中には明文化されていない団体もあります。それもひとつのあり方ですが、規約として明文化することで、町内会の運営などを会員内で共有できる点から、規約はあった方が好ましいといえます。詳しくは、市のホームページ（ページ ID：1034118）をご覧ください。

Q18 事業計画書・報告書や収支予算書・決算書は作成したほうがいいですか？

事業計画書等を作成し、会員で共有することにより、町内会活動の見える化が進んでいくと考えられます。また、見える化を進めることで、新たに引っ越してきた方へ説明しやすくなります。

また、次の役員への説明や引き継ぎの資料としても説明できます。

Q19 町内会費の中に各種募金等を含めた額を集金しても良いですか？

募金等については、その金額も含め個人の自由意思であり、個人の意思を確認せずに会費と併せて徴収することは、過去に違法と判断された裁判例がありますので、ご注意ください。（会費と募金を一括徴収するといった内容が総会決議を経たとしても、各個人の意思を確認してください。）

集金の負担を減らすために、例えば、募金を希望する方は町内会費+募金、希望しない方は町内会費のみ、という集め方にしたり、集金の日時を限定したり、募金は持参してもらおう形に変更することなども考えてみてはいかがでしょうか。

Q20 役員の任期が1年と短く活動の継続が難しいのですが、良い方法はありませんか？

例えば、会長の任期を2年とし、役員改選の際は会長が相談役に、副会長が会長に、その他の役員が副会長に就任する規定として、役員の総入れ替えを防いでいる町内会もあります。また、盆踊り大会や大きなイベントは別組織の実行委員会を立ち上げ、担当委員の任期を複数年にするなどして、経験者を組織に残すなどの工夫もあります。

Q21 他の町内会の活動を知りたいのですが、どうすればいいですか？

市内の町内会の活動を事例集としてまとめており、市のホームページ（ページID：1036511）で公開しておりますので、参考にしてください。

Q22 複数の町内会が合同で何か行事をすることはありますか？

小学校区単位などで行なう大きな行事は、複数の町内会が合同で行う場合があります。また、複数の町内会を束ねる区が行っているところもあります。

Q23 町内会役員だけでは運営が困難なのですが、良い方法はありませんか？

役員以外にも地域の活動に関心のある方はいらっしゃいます。気軽に参加できる仕組みを考えてみてはいかがでしょうか。共働きなど、家庭や仕事が忙しい方も増えていますので、参加することが負担とならないよう、例えば、「都合がつくときに、興味のある地域のイベントづくりに参加しませんか？」というように呼びかけるのも一つではないでしょうか。

Q24 若い世代に活動に参加してもらいたいののですが、良い方法はありませんか？

価値観や生活スタイルの多様化などにより、地域活動への関心が低くなっていることもあります。また、「町内会の活動内容を知らない」ということも考えられます。町内会の活動内容や重要性など、情報発信に取り組まれてはどうでしょうか。

また、運営面では子育てや仕事をもつ世代のことも意識し、会議を開催する曜日や時間帯、方法（オンライン会議等）などを見直すことも必要かもしれません。

Q25 若い世代から高齢者までの多世代が参加できるイベントを行いたいのですが、良い方法はありますか？

「町内会・子ども会・老人会の共催でイベントを実施することで、多世代での交流を図ることができた」との声も寄せられています。

子どもや高齢者の方でも楽しく参加できる、簡単なスポーツイベントを計画し、それぞれの団体が協力することで、子育て世代から高齢者までの参加者が集まった事例もあります。これまでの慣習にとらわれず、事業の見直しをすることも考えてみてはいかがでしょうか。

Q26 税金を払っているのだから、市が地域のことをしてくれるのではないですか？

住民ニーズの多様化や、地域社会の環境変化により、市だけで地域の問題に対応することは難しくなってきました。そこで、町内会と行政の役割を分担しながら、地域の実態に沿った課題の解決に向けて、住民が主体となって取り組むことが求められています。地域での助け合いの取り組みは震災でも証明されたように、行政の手の届かない部分を補う意味からも必要です。地域住民が自ら考え行動することで、きめ細かなまちづくりができると考えます。

Q27 町内に放置された空き家があるのですが、どうしたらいいですか？

所有者の連絡先がわからない空き家が町内にあり、雑草が繁茂するなどお困りの場合は住宅政策課へご相談ください。

空き家の管理責任は所有者にあります。地域で定期的に見回り等を行うことで空き家を把握し、防犯・防災性の低下や周辺環境の悪化などの影響を最小限に食い止めましょう。また、長期間の不在や転居などの場合は、隣近所又は会長等にその旨を伝えたり、脱会届に連絡先を記入したりする仕組みを作るなどして、空き家の所有者の連絡先等の把握にも努めましょう。

問い合わせ／住宅政策課（☎85-6572）

5 町内会に対する補助や支援等について

Q28 町内会に対する助成金がありますか？

市では、町内会が自主的、主体的に行う活動を支援するため加入1世帯あたり600円の助成を行っています。この助成金は、地域でのさまざまな活動や地域の課題解決のため、町内会の総意をもって活用いただくものです。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

Q29 町内会の集会所を修繕したいのですが、市の補助はありますか？

市では、町内会活動の拠点となる集会所の新築や修繕などに要する費用の一部を補助しています。詳しくは市ホームページ（ページID：1003696）をご覧ください。なお、補助を受けようとする場合は、工事を予定している前年度の8月末までに、市民生活課へ申請手続きが必要です。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

Q30 町内会で防犯灯を設置したいのですが、市の補助はありますか？

町内会が設置する防犯灯の費用の一部を補助しています。詳しくは市ホームページ（ページID：1003692）をご覧ください。なお、自動点滅器や安定器の取り換えなどの、防犯灯本体の交換を行わない修繕、既設防犯灯の移設や撤去は、補助対象となりません。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

Q31 町内会活動を進める上で、市の関係部署に行く必要があるのですが、どこに相談してよいかわかりません。

そのような場合は、まずは市民生活課へお問い合わせください。関係する部署をご案内いたします。また、町内会の活動に必要と思われる主な問合せ先につきましては、市ホームページ（ページID：1003680）に掲載している「区・町内会・自治会のしおり」の「市との関わり 区・町内会・自治会に関連のある市の業務」をご覧ください。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

Q32 町内会活動で使用する資料の印刷ができる場所がありますか？

ささえ愛センター（市民活動支援センター）及び東部市民センターで印刷ができます。詳しくは市ホームページ（ページ ID：1003680）に掲載している「区・町内会・自治会のしおり」の「町内会活動に役立つ制度 印刷機等の利用」をご覧ください。

問い合わせ／ささえ愛センター（☎56-1943）／休館日：月曜日

Q33 町内会活動で使う備品などを市から貸してもらえる制度がありますか？

市では、音響機器（屋内用・屋外用）、映像機器（プロジェクター・スクリーン）、加入啓発用のぼり旗、AEDや、グラウンド・ゴルフやカローリングなど、27種類のレクリエーションスポーツ用具の貸出を行っています。ご利用の際は直接担当課までお問い合わせください。

○音響機器、映像機器、加入啓発用のぼり旗、AEDの貸出

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

○レクリエーションスポーツ用具の貸出

問い合わせ／総合体育館（☎84-7101）／休館日：月曜日

Q34 町内会活動中にケガをしたり、他人の物を壊してしまったときの保険はありますか？

市では、町内会の活動中に発生した事故を救済するための自治会活動保険に加入しています。この保険は、傷害、傷害見舞費用、賠償責任保険からなっており市で契約していますので、町内会による契約、保険料は必要ありません。詳しくは、市ホームページ（ページ ID：1003703）をご覧ください。なお、活動中、事故が起きたら速やかに各団体の代表者から市民生活課までご連絡ください。

問い合わせ／市民生活課（☎85-6617）

Q35 町内会のイベントに協力してくれる団体やボランティアを紹介してもらえますか？

市内には、それぞれ目的を持って得意分野で活動している団体が多数あります。ご希望の団体やボランティアをお調べしますので、まずはお気軽にお問合せください。

○市民活動団体に関すること

問い合わせ／ささえ愛センター（☎56-1943）／休館日：月曜日

○ボランティアに関すること

問い合わせ／ボランティア相談窓口（☎84-3600）（ささえ愛センター内）

／受付日時：火～金曜日の午前9時～午後5時

Q36 町内に住んでいる外国人に行事のチラシなどを配付するため、外国語に翻訳する方法はありますか？

区・町内会・自治会が行う行事のチラシやお知らせなど、地域に住んでいる外国人市民に周知する必要がある文書を国際交流団体に依頼し、多言語（英語、中国語、ポルトガル語、ネパール語、フィリピン語、ベトナム語）で翻訳します。

内容の聞き取りをした後、翻訳の依頼をします。まずはお気軽にお問合せください。

問い合わせ／レディヤン春日井（多様性社会推進課）（☎85-4401）

休館日：月曜日

Q37 町内会活動の中で、法的な困りごとが発生した時、弁護士に相談する機会がありますか？

市役所2階の市民相談コーナーで、毎週水・金曜日の午後1時から4時までと奇数月の原則最終日曜日の午前9時から正午まで、弁護士による民事等に関する無料法律相談を行っています。予約制で1人25分間、年度内1回の制限があります。詳しくは、市民相談コーナーへお問い合わせください。

春日井市公式LINEからも予約ができます。

市公式LINE→

問い合わせ／市民相談コーナー（市民生活課）（☎85-6620）



Q38 町内会行事へ講師を派遣してもらう制度はありますか？

市では、さまざまな分野における講師派遣を行っています。ご活用の際は直接担当課までお問い合わせください。

- 市職員による福祉や環境などさまざまな分野における施策、まちづくりに関する講座や、「春日井市生涯学習情報サイト」に登録のある講師による、それぞれの特技や知識などを活かした分野の講座を地域の集会施設等で開催する出前講座

問い合わせ／いきがい推進課（☎85-6447）

- 防災・防犯・交通安全に関する講話を行う安全安心地域アドバイザーの派遣

問い合わせ／市民安全課（☎85-6064）

- レクリエーションスポーツの準備の仕方や、ゲームの進め方のアドバイスをするスポーツ推進委員の派遣

問い合わせ／総合体育館（☎84-7101）／休館日：月曜日

- ストレッチ体操や高齢者の軽運動などの出張スポーツ講座

問い合わせ／総合体育館（☎84-7101）／休館日：月曜日

- 保健師や管理栄養士、歯科衛生士、企業等の講師から食事、運動、こころ、歯の健康などを学ぶ健康づくり出前講座

問い合わせ／健康増進課（☎85-6164）

- 医療機関等の医療専門職からフレイル予防・生活習慣病予防について学ぶフレフレ！フレイル予防教室（条件：65歳以上が参加していること）

問い合わせ／健康増進課（☎85-6314）

- 認知症についての正しい知識と理解を学ぶ認知症サポーター養成講座

問い合わせ／地域共生推進課（☎85-6187）

- 孤独・孤立問題について知識を身につけ、身の周りの人をできる範囲でサポートするつながりサポーター養成講座

問い合わせ／地域共生推進課（☎85-6251）

- 家族や友人などの身近な人の心の変化に気づき、寄り添う方法や支援のつなげ先を学ぶゲートキーパー養成講座

問い合わせ／地域共生推進課（☎85-6172）

- 地域の実情を踏まえた移動手段について講師を派遣

問い合わせ／都市政策課（☎85-6051）

Q39 ごみステーションのごみ散乱防止の対策について、町内会に対する市の補助はありますか？

市では、ごみステーションのごみ散乱防止に有効なごみボックスや巾着状のネット及びこれらの設置にあたり必要となった側溝の蓋等の購入・製作費の一部を補助しています。

補助を受けようとする場合は、購入・作製前に清掃事業所へ申請手続きが必要なほか、場所によっては設置できない場合がございます。

なお、防鳥用ネットは市より無償貸与しております。

問い合わせ／清掃事業所（☎84-3211）

Q40 町内にある空き家を集会所として活用したいのですが、市の補助はありますか？

市では、空き家を地域貢献（集会所等として活用）のために利活用する団体に対して、改修費の補助（空き家地域貢献活用事業補助金）をしています。補助を受ける場合は工事に係る契約を締結する前日までに申請が必要となりますので、詳しくは住宅政策課へお問い合わせ下さい。

問い合わせ／住宅政策課（☎85-6572）

6 自主防災組織及び安全情報について

Q41 地域の自主防災組織とは何ですか？

地震等の大規模な災害が発生した場合、市では全力を挙げて防災活動を行います。同時多発の災害が発生した場合には十分な対応ができないことが予想されます。地域での被害防止または軽減を図るためには、住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を行うことが必要となります。そこで「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域住民の自衛と連帯意識に基づき自発的に結成する組織です。

問い合わせ／消防救急課 (☎85-6374)

Q42 自主防災組織を設立するにはどうすればいいですか？

区・町内会・自治会等で、皆さんで話し合って設立を検討してください。設立を決めたら、組織の規約作成など設立のサポートをさせていただきたいため、消防救急課へご一報ください。

問い合わせ／消防救急課 (☎85-6374)

Q43 自主防災組織を設立した場合の防災資器材はどうすればいいですか？

市では、新たに設立した自主防災組織に次の防災資器材を貸与しています。貸与を希望する場合は、消防救急課へ申請してください。

○ハンドマイク ○バール ○のこぎり ○スコップ ○ヘルメット ○担架
○ロープ ○強力ライト ○資器材倉庫 ○爪付きジャッキ（貸与に条件あり）
◎可搬式動力消防ポンプ、階段避難車、折りたたみ式リヤカーのうちいずれか
1つ

自主防災組織で防災資器材を購入する場合は、物品によっては、春日井市消防防災施設等整備事業補助金で事業費の3分の1の補助を受けられます。

詳しい内容については、消防救急課へご相談ください。

問い合わせ／消防救急課 (☎85-6374)

Q44 安全に関する情報提供はどうすれば受けられますか？

市では、安全安心情報(犯罪等)や気象等情報(気象、地震、避難情報等)、消防情報(火災等)を携帯電話やスマートフォン、パソコンなどにメール配信する「春日井市安全安心情報ネットワーク」というサービスを行っています。このサービスを受けるには情報配信登録をする必要があります。

右のQRコードを読み取り、市のホームページから登録サイトへアクセスしてください。



問い合わせ／市民安全課 (☎85-6064)

Q45 音声架電システムとは何ですか？

大雨や台風等による災害時又は災害の発生のある時に、市が警戒レベルを付して発令する避難情報を自動音声により区長・町内会長・自治会長の皆様に一斉に電話連絡することができるシステムです。

問い合わせ／市民安全課 (☎85-6072)

Q46 音声架電システムによる電話連絡を受けるにはどうしたらよいですか？

年度当初に市民生活課に提出いただく「区・町内会・自治会調査書」に記載された区長・町内会長・自治会長の電話番号に電話連絡するため、電話連絡を受けるための登録や申請は必要ありません。

なお、電話連絡をする対象は、避難情報を発令する区域にお住いの区長・町内会長・自治会長の皆様になります。

問い合わせ／市民安全課 (☎85-6072)

Q47 音声架電システムによる電話連絡を受けたらどうしたらよいですか？

各区・町内会・自治会で決められているマニュアルや連絡網等により、会員の皆様に情報を伝達していただくとともに、必要に応じて早めの避難行動を実施してください。

問い合わせ／市民安全課 (☎85-6072)

町内会活動Q&A集

発行年月 令和8年4月

編集・発行 春日井市区長町内会長連合会
(事務局 春日井市市民生活課内)

春日井市鳥居松町5-44

電話 (0568)85-6617